

大学院学則の変更点の概要

看護学研究科の設置に伴い、現行の大学院学則に下記のような事項を新たに追加又は整理する事項は、以下の通りである。

- ① 第2条第1項に、看護学研究科 修士課程を置くこと、第4項に教育上の目的を規定
- ② 第3条に看護学専攻を置くことを規定し、第9号に専攻の目的を規定
- ③ 第4条に看護学研究科 修士課程の入学定員・収容定員を規定
- ④ 第5条第2項に看護学研究科 修士課程の修業年限を規定
- ⑤ 第6条に看護学研究科 修士課程の在学年限を規定
- ⑥ 第6条の2を新設し、長期履修について新たに規定
- ⑦ 第8条第2項に課題研究について規程
- ⑧ 第8条の2第2項を新設し、多様なメディアの高度な利用について新たに規定
- ⑨ 第9条第3項に看護学研究科 修士課程の授業科目及び単位について規定
- ⑩ 第13条に修了要件にかかわり課題研究の審査を規定
- ⑪ 第14条の2を新設し、看護学研究科 修士課程の課程修了について規定
- ⑫ 第15条第4項に看護学研究科 修士課程の学位授与について規定
- ⑬ 第18条の2を新設し、看護学研究科 修士課程入学資格を規定
- ⑭ 第45条に看護学研究科に看護学研究科長を置くことを規定
- ⑮ 第49条の2を新設し、看護学研究科委員会を規定
- ⑯ 第50条に看護学研究科委員会が必要に応じて委員会を設けることを規定
- ⑰ 別表3に看護学研究科 修士課程の教科課程表を規定
- ⑱ 別表4に看護学研究科 修士課程の入学考査料及び学生納付金を規定

東京医科大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 東京医科大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、先端的な研究の高度化を推進し、新しい時代に即応した人材を育成することを目的とする。

(課程)

第2条 本大学院に、次の研究科及び課程を置く。

研究科	課程
医学研究科	修士課程
	博士課程
看護学研究科	修士課程

2 医学研究科修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要能力を養うことを目的とする。

3 医学研究科博士課程は、学術の理論及び応用を教授し、創造性、活力、人間性豊かな総合判断力かつ国際的な視点を有し、医学の発展を通して人類に貢献・寄与しうる指導力を兼ね備えた人材を養成することを目的とする。

4 看護学研究科修士課程は「高度な専門的知識・能力をもつ高度専門職業人の養成」を担うべき人材養成機能とし、「高度な看護実践能力、基礎的な教育研究能力を備えた看護職の養成」を主たる教育上の目的とする。

(研究科の組織及び目的)

第3条 本大学院の医学研究科及び看護学研究科に次の専攻を置く。

研究科	課程	専攻
医学研究科	修士課程	医科学
		機能系
	博士課程	形態系
		社会医学系
		内科系
		外科系
		社会人・臨床研究系
社会人・研究系		
看護学研究科	修士課程	看護学

(1) 医科学専攻

医科学専攻は、基礎医科学分野の知識を統合的に習得させ、医科学研究を实践することで、多様な医学・医療関連の分野で活躍できる医学研究者及び医学研究に関連する業務に携わる人材を養成する。

(2) 形態系専攻

形態系専攻は、人体構造学、組織・神経解剖学、人体病理学、分子病理学及び微生物学の5分野から

なり、人体の臓器、組織の解剖学的研究、疾患に対する病理学的アプローチまで主に形態学的観点から人体の構造と病態の解明に取組み、基礎及び臨床医学の発展に寄与できる能力を有する人材を養成する。

(3) 機能系専攻

機能系専攻は、細胞生理学、病態生理学、生化学、薬理学、免疫学及び免疫制御学の6分野からなり、薬物の生体に与える作用機序の解明、中枢神経系への生理学的アプローチ、免疫反応の仕組みなど生体機能、生体防御に関わる研究を行い、研究指導者や大学等の教員となりうる人材を養成する。

(4) 社会医学系専攻

社会医学系専攻は、公衆衛生学、健康増進スポーツ医学、法医学、医療の質・安全管理学、医療データサイエンス学及び医学教育学の6分野からなり、疫学的研究、心身の健康維持、医療事故の現状と予防対策を構築できる人材を養成するとともに、新しい教育の開発や導入、教育活動の改革を促進できる能力を養成する。

(5) 内科系専攻

内科系専攻は、血液内科学、呼吸器内科学、循環器内科学、糖尿病・代謝・内分泌内科学、リウマチ・膠原病内科学、神経内科学、消化器内科学、消化器内視鏡学、内科系、精神医学、小児科・思春期科学、皮膚科学、放射線医学、臨床検査医学、高齢総合医学、腎臓内科学及び総合診療医学の17分野からなり、各分野の医療を実践できる専門医認定医と高度な水準の医学研究に基づいた研究マインドと指導力を兼ね備えた研究指導者を養成する。

(6) 外科系専攻

外科系専攻は、呼吸器・甲状腺外科学、乳腺科学、心臓血管外科学、消化器・小児外科学、消化器外科学、消化器外科・移植外科学、整形外科学、眼科学、泌尿器科学、耳鼻咽喉科・頭頸部外科学、産科婦人科学、麻酔科学、脳神経外科学、口腔外科学、形成外科学及び救急・災害医学の16分野からなり、疾病に対して観血的手技を用いて人体の回復を図ることが中心となる。したがって、外科学的な基本知識と技能を学び、その知識、技能を基に実践につながる応用力、未解明分野を研究する臨床医及び研究指導者を養成する。

(7) 社会人大学院・臨床研究系専攻

社会人大学院・臨床研究系専攻は、血液内科学、呼吸器内科学、循環器内科学、糖尿病・代謝・内分泌内科学、リウマチ・膠原病内科学、神経内科学、消化器内科学、消化器内視鏡学、内科系、精神医学、小児科・思春期科学、皮膚科学、放射線医学、臨床検査医学、高齢総合医学、腎臓内科学、総合診療医学、呼吸器・甲状腺外科学、乳腺科学、心臓血管外科学、消化器・小児外科学、消化器外科学、消化器外科・移植外科学、整形外科学、眼科学、泌尿器科学、耳鼻咽喉科・頭頸部外科学、産科婦人科学、麻酔科学、脳神経外科学、口腔外科学、形成外科学及び救急・災害医学の33分野からなり、優秀な人材を求めるため広く社会に門戸を開き、優秀な臨床医及び研究指導者を養成する。

(8) 社会人大学院・研究系専攻

社会人大学院・研究系専攻は、人体構造学、組織・神経解剖学、人体病理学、分子病理学、微生物学、細胞生理学、病態生理学、生化学、薬理学、免疫学、免疫制御学、公衆衛生学、健康増進スポーツ医学、法医学、医療の質・安全管理学、医療データサイエンス学及び医学教育学の17分野からなり、優秀な人材を求めるため広く社会に門戸を開き、優秀な医学教育者及び研究指導者を養成する。

(9) 看護学専攻

建学の精神「自主自学」と教育ビジョン「社会に出てからも永く活躍できる人材の育成」に基づき、基礎教育で身につけた能力を更に深化させ、高度な看護実践能力および基礎的な教育研究能力を備え、実践現場から看護の質向上に貢献する人材、将来教育研究者として看護学の発展に貢献できる人材を養成する。

(学生定員)

第4条 医学研究科及び看護研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	課程	専攻名	入学定員	収容定員
医学研究科	修士課程	医科学	10名	20名
	博士課程	形態系	10名	40名
		機能系	10名	40名
		社会医学系	4名	16名
		内科系	10名	40名
		外科系	10名	40名
		社会人・臨床研究系	20名	80名
		社会人・研究系	4名	16名
		小計	68名	272名
看護学研究科	修士課程	看護学	6名	12名

第2章 修業年限、在学年限、学年及び学期等

(修業年限)

第5条 医学研究科における標準修業年限は、修士課程にあつては2年、博士課程にあつては4年とする。

2 看護学研究科における標準修業年限は、修士課程にあつては2年とする。

(在学年限)

第6条 医学研究科における在学年限は、修士課程にあつては4年を、博士課程にあつては8年を超えることはできない。

2 看護学研究科における在学年限は、修士課程にあつては4年を超えることはできない。

(長期履修)

第6条の2 看護学研究科においては、学生が入学時に考慮すべき事情により第5条第2項に規定する標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に履修し修了すること（以下、「長期履修」という。）を申し出た場合にはその計画的な履修を認めることができる。

2 前項の長期履修を認められた場合には、第6条第1項の規定に係わらず6年を限度として在学出来る。

3 長期履修制度に関し必要な事項は、別に定める。

(学年、学期及び休業日)

第7条 学年、学期及び休業日は、東京医科大学学則（以下「大学学則」という。）第16条、第17条及び第18条の規定を準用する。

第3章 教育方法、授業科目及び単位並びに履修方法等

(教育方法)

第8条 本大学院における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

2 看護学研究科においては、学位論文の作成に替えて課題研究に対する指導を含むものとする。

3 大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例により、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第8条の2 授業は、講義、演習、実験、実習及びこれらの併用により行なうものとする。

2 文部科学大臣の別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行なう教室以外の場所で履修させる事が出来る。

第9条 医科学専攻の授業科目及び単位等は、別表1のとおりとする。

2 医学研究科博士課程の授業科目及び単位等は、別表2のとおりとする。

3 看護学研究科修士課程の授業科目及び単位等は、別表3のとおりとする。

(履修方法等)

第10条 本大学院における研究指導の内容及び履修方法等は、別に定める。

(成績の評価)

第11条 成績の評価は、A・B・C・Dの4種とし、A・B・Cを合格、Dを不合格とする。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第12条 本大学院の教育上特に有益と認めるときは、他の大学院、研究所等の長と協議のうえ、学生に当該大学院、研究所等における授業科目の授業又は研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生については、当該研究指導を受けさせることができる期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定により修得した授業科目及び単位については、修士課程においては4単位を超えない範囲で、博士課程においては8単位を超えない範囲で、本大学院において相当する授業科目及び単位を修得したものとみなすことができる。

第4章 課程修了要件及び学位

(課程の修了要件)

第13条 修士課程の修了要件は、本大学院修士課程に2年以上在学して30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学年数に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

看護学研究科高度実践看護師コースについては修士論文に代えて、課題研究の審査を課すものとする。

2 博士課程の修了要件は、本大学院博士課程に4年以上在学して30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学年数に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

(課程修了の認定及び成績評価)

第14条 医学研究科における課程修了の認定は、医学研究科長が行う。

2 学位論文の審査及び最終試験の成績評価は、第49条に定める医学研究科委員会の審査に基づいて、研究科長が行う。

3 科目試験、学位論文の審査及び最終試験の成績評価の基準は、医学研究科委員会の定めるところによる。

第14条の2 看護学研究科における課程修了の認定は、看護学研究科長が行う。

4 学位論文または課題研究の審査及び最終試験の成績評価は、第49条に定める医学研究科委員会の審査に基づいて、研究科長が行う。

3 科目試験、学位論文または課題研究の審査及び最終試験の成績評価の基準は、医学研究科委員会の定めるところによる。

(学位授与)

第15条 学長は、医学研究科修士課程を修了した者には、修士（医科学）の学位を授与する。

2 医学研究科博士課程を修了した者には、博士（医学）の学位（甲種－課程博士）を授与する。

3 医学研究科博士課程を所定単位取得後退学後、3年以内に博士論文の審査及び最終試験に合格した者にも、博士（医学）の学位（甲種－課程博士）を授与する。

4 看護学研究科修士課程を修了した者には、修士（看護学）の学位を授与する。

第16条 医学研究科博士課程においては、第13条第2項及び第14条（修士課程に係る部分を除く。）の規定により学位を授与される者と同等以上の内容を有する論文を提出し、その審査及び試験等に合格した者に対しても、博士（医学）の学位（乙種－論文博士）を授与することができる。

第17条 学位の授与に関して必要な事項は、別に定める。

第5章 入学、再入学及び転入学

(入学資格)

第18条 医学研究科修士課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 専修学校の専門課程を修了した者で、高度専門士の称号を授与されたもの

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 昭和28年文部省告示第5号をもって文部科学大臣の指定した者

(7) 学校教育法第68条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者

(8) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

2 医学研究科博士課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

(1) 大学（6年制の医学、歯学、獣医学又は薬学の課程。以下この項において同じ。）を卒業した者

(2) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(3) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (6) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 昭和 30 年文部省告示第 39 号をもって文部科学大臣の指定した者
- (8) 平成元年文部省告示第 118 号をもって文部科学大臣の指定した者
- (9) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳に達したもの

第 18 条の 2 看護学研究科修士課程研究コースに入学することができる者は、保健師・助産師・看護師のいずれかの資格を有し（入学時まで資格取得見込みを含む）、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者及び入学時まで卒業見込みの者
 - (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者及び入学時まで学位を授与される見込みの者
 - (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者及び入学時まで修了見込みの者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の 16 年の課程(文部科学大臣指定外国大学日本校)を修了した者及び修了見込みの者
 - (5) 文部科学大臣が外国の大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者及び入学時まで修了見込みの者
 - (6) 外国の大学等において、就業年限が 3 年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者及び入学時まで学位授与される見込みの者
 - (7) 専修学校の専門課程（文部科学大臣指定専修学校専門課程一覧）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者及び入学時まで修了見込みの者
 - (8) 本研究科において個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等の学力があると認められた者
- 2 高度実践看護師コースに入学することができる者は第 1 項及び第 1 項(1)～(8)のいずれかに該当する者で、入学時点で各専門分野における看護実務経験を 3 年以上有する者

(入学の時期)

第 19 条 入学の時期は、原則として学年の始めとする。

(入学の出願)

第 20 条 本大学院の入学志願者は、所定の入学願書に所定の入学考査料及び別に定める書類を添えて、指定する期日までに本学に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第 21 条 入学者の選考は、論文審査、面接、その他の方法による。

2 その他入学者の選考について必要な事項は、別に定める。

(入学手続)

第 22 条 前条の選考に合格した者は、指定する期日までに、入学金及び授業料を納入するとともに所定の書類を添えて入学の手続を完了しなければならない。

(入学の許可)

第23条 学長は、前条の手続を完了した者につき、入学を許可する。

(再入学)

第24条 本大学院を中途において退学した者で、再び同一専攻に入学を志願する者には、退学後2年以内に限り、これを許可することがある。

2 再入学した者の在籍年次、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、所属の研究科委員会において決定する。

(転入学)

第25条 他の大学院の学生が本大学院に転入学しようとするときは、当該大学院設置の大学の学長又は所属研究科長の紹介状を添えて、学長に転入学願を提出しなければならない。

2 前項の願い出があったときは、欠員ある場合に限り、選考のうえ許可することがある。

3 転入学した者の在籍年次、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については所属の研究科委員会において決定する。

第6章 休学、転学、退学及び除籍等

(休学)

第26条 疾病その他やむを得ない事由により、引き続き3か月以上修学できない見込みの者は、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病等のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第27条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、許可を得て更に1年以内に限り、期間を延長することができる。

2 休学の期間は、修士課程にあつては通算して2年、博士課程にあつては通算して3年を超えることができない。

3 休学の期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

(復学)

第28条 休学期間が満了するとき及び休学期間中であっても、その事由が消滅した場合には、保証人連署のうえ、所定の復学願を学長に提出し、各研究科委員会の議を経て学長の許可を得なければならない。

2 疾病が治癒して復学する者は、原則として休学開始時と同一の医師の診断書を提出し、学生・職員健康サポートセンターの医師の面談を受けなければならない。

3 疾病以外の理由で休学し復学する者は、その事由が解消された証明書又は理由書を添付しなければならない。

(転学)

第29条 本大学院から他の大学院へ転学しようとする者は、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第30条 退学しようとする者は、その事由を付して、保証人連署のうえ、所定の様式により学長に願い

出て、許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、学生が疾病その他の事由で成業の見込みがないと認めるときは、退学を命ずることができる。

(除籍)

第31条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第6条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第27条第2項に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) 死亡した者

第7章 専攻の変更

(変更)

第32条 博士課程の専攻の変更は、原則として認めない。ただし、特別の事情がある場合は、学長が専攻の変更を許可することがある。

第33条 専攻を変更した後の在学すべき年限及び既修得単位の認定等については、当該学生の履修状況等を勘案して、学長が決定する。

- 2 前項により修業年限を変更された場合であっても、第6条第1項及び第2項に定める博士課程の在学年限を超えることができない。

第8章 表彰及び懲戒

(表彰)

第34条 学長は、学業及び操行が優秀で他の学生の模範となる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第35条 学長は、学生が大学院学則その他の規程に違反し、若しくは秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為があったときは、当該学生を懲戒することができる。

- 2 懲戒は、情状により戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由なくして出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間は、在学年限に算入し、修業年限には算入しないものとする。ただし、停学期間が3か月未満の場合は、修業年限に算入することができる。

5 懲戒に関する手続きは、別に定める。

第9章 研究生、専攻生、聴講生、委託生及び外国人留学生

(研究生及び専攻生)

第36条 本大学院博士課程において、特定の課題について研究することを志願する者があるときは、大学院の教育研究に支障のない限り、選考のうえ、研究生及び専攻生として入学を許可することがある。

- 2 研究生及び専攻生を志願することのできる者は、大学(6年制の医学、歯学、獣医学又は薬学の課程)

卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 その他、研究生及び専攻生に関して必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第37条 特定の授業科目の聴講を願い出る者のあるときは、教育に支障がない限り、聴講生として入学を許可することがある。

2 その他、聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第38条 官庁又は公共団体等から1学期以上を在学期間とし、学修する授業科目を指定して教育の委託の願い出のあるときは、選考のうえ、委託生として入学を許可することがある。

2 その他、委託生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第39条 外国人で、大学において教育を受ける目的で入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可する。

2 その他、外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

第10章 入学考査料及び学生納付金

(入学考査料及び学生納付金)

第40条 入学考査料及び学生納付金の額は、別表3のとおりとする。

2 学生納付金は、次の前期の所定の期日までに全納するか、又は次の2期の所定の期日までに等分して納入しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、期限を定めて納入の延期を認めることがある。

前期 4月30日まで

後期 10月31日まで

3 停学の懲戒を受けた者に係る学生納付金は、停学期間中であってもこれを徴収する。

4 休学を許可された者に係る学生納付金は、事情により減免することがある。

5 前項の減免に当たっては、各研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

6 学年の中途において退学し、転学し、又は退学を命ぜられた者であっても、当該年度の学生納付金を納めなければならない。

7 学生納付金の滞納者は、納入後でなければ単位認定のための試験を受けることができない。

(免除等)

第41条 学業優秀である者又は経済的理由によって納付が困難な者に対しては、学生納付金の一部又は全部を免除することがある。

2 再入学者の入学金は、免除することがある。

(研究生、専攻生、聴講生及び委託生の入学考査料及び学生納付金)

第42条 研究生、専攻生、聴講生及び委託生の入学考査料及び学生納付金の額は、別表4のとおりとする。

(授業料等の返還)

第43条 納付した入学考査料及び学生納付金は、返還しない。ただし、入学許可を得た者で、指定の期日までに入学辞退を届け出た者については、入学金又はこれに相当する金額を除き授業料等を返還す

ることがある。

(奨学生)

第 44 条 品行方正で学力優秀な学生で、他の学生の模範となると認められた学生を奨学生とすることがある。

2 奨学生に対しては、授業料の額の一部を給付するものとする。

3 その他、奨学生に関して必要な事項は、別に定める。

第 11 章 職員組織

(研究科長、専攻主任、教育職員等)

第 45 条 本大学院の研究科に、研究科長を置く。

2 医学研究科長は、医学研究科を統括する。

3 看護学研究科長は、看護学研究科を統括する。

4 研究科長は、学長がこれを兼ねることができる。

第 46 条 医学研究科及び看護学研究科の各専攻に、専攻主任を置く。

2 専攻主任は、当該専攻を統括する。

第 47 条 本大学院における授業及び研究指導は、東京医科大学大学院医学研究科教員選考基準の定めた研究指導教員、研究指導補助教員が行なう。

2 本大学院における授業は、東京医科大学大学院医学研究科教員選考基準の定めた授業担当教員が行う。

(事務職員)

第 48 条 本大学院の事務を処理するため、事務職員若干名を置く。

第 12 章 運営組織

(研究科委員会)

第 49 条 医学研究科に、医学研究科委員会を置く。

2 医学研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。

(1) 大学院学則その他大学院に係る規程等の制定、改廃に関する事項

(2) 本大学院の組織の設置及び改廃に関する事項

(3) 入学、転学、退学、休学及び留学等学生の身分に関する事項

(4) 課程の修了及び学位の授与に関する事項

(5) 入学試験に関する事項

(6) 学生の試験及び評価に関する事項

(7) 教育課程の編成に関する事項

3 医学研究科委員会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(1) 学生の表彰及び懲戒に関する事項

(2) 学生の厚生補導に関する事項

(3) 本大学院に係る教育職員の選出に関する事項

(4) 学生納付金の減免に関する事項

(5) その他本大学院の教育・研究に関する学長の重要事項

4 その他医学研究科委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

第 49 条の 2 看護学研究科に、看護学研究科委員会を置く。

2 看護学研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。

(1) 大学院学則その他大学院に係る規程等の制定、改廃に関する事項

(2) 本大学院の組織の設置及び改廃に関する事項

(3) 入学、転学、退学、休学及び留学等学生の身分に関する事項

(4) 課程の修了及び学位の授与に関する事項

(5) 入学試験に関する事項

(6) 学生の試験及び評価に関する事項

(7) 教育課程の編成に関する事項

3 看護学研究科委員会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べるができる。

(1) 学生の表彰及び懲戒に関する事項

(2) 学生の厚生補導に関する事項

(3) 本大学院に係る教育職員の選出に関する事項

(4) 学生納付金の減免に関する事項

(5) その他本大学院の教育・研究に関する学長の重要事項

4 その他看護学研究科委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第 50 条 医学研究科委員会は、必要に応じて委員会を設けることができる。

2 看護学研究科委員会は、必要に応じて委員会を設けることができる。

3 医学研究科委員会及び看護学研究科委員会に置く委員会に関する事項は、別に定める。

第 13 章 研究指導施設

第 51 条 本大学院に、学生研究室及び演習・実験実習室を置く。

2 学部及び附属施設の施設は、必要に応じ本大学院の学生の研究及び指導のために用いる。

第 14 章 補則

第 52 条 この学則に定めるもののほか、この学則の実施のために必要な規程等は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則の施行に伴い、昭和 32 年 4 月 1 日制定の「東京医科大学大学院学則」及び昭和 32 年 4 月 1 日制定の「東京医科大学大学院医学研究科規程」は、廃止する。

3 前項の規定にかかわらず、平成 24 年 4 月 1 日以前に入学した者の学科目及び単位は、なお従前の例による。

4 平成 25 年度の医科学専攻（修士課程）の収容定員は、第 4 条の規定にかかわらず、10 名とする。

附 則（平成 26 年 2 月 19 日）

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。（第 3 条第 3 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 9 条第 2

項、第 12 条第 2 項、別表 2 の 1 の改正及び別表 2 の 2 の新設)

附 則 (平成 27 年 2 月 20 日)

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(第 3 条第 5 号、第 7 号、別表 1 及び別表 2 の 2 の改正)

附 則 (平成 27 年 3 月 18 日)

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(第 31 条、第 32 条、第 33 条第 1 項、第 34 条、第 35 条第 1 項、第 49 条第 2 項の改正及び第 35 条第 5 項並びに第 49 条第 3 項の新設以下繰下げ)

附 則 (平成 27 年 6 月 17 日)

この学則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。(第 3 条第 3 号、別表 2 の 2 の改正及び第 8 条第 2 項の新設)

附 則 (平成 29 年 3 月 15 日)

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。(第 3 条第 5 号から第 8 号まで及び別表 2 の 2 の改正)

附 則 (平成 30 年 1 月 17 日)

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。(第 9 条第 1 項及び別表 1 の改正並びに別表 1 の 2 の新設)

附 則 (令和 2 年 3 月 18 日)

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。(第 47 条、別表 1 の改正)

附 則 (令和 4 年 3 月 8 日)

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。(第 3 条第 4 号、5 号、7 号、8 号、第 9 条、第 15 条、第 16 号の改正及び第 15 条第 2 項、3 項の新設、別表 1 の 2 の削除、別表 2 の 1 の削除以下繰上げ、別表 2 の改正)【令和 4 年 3 月 23 日東医大発第 444 号】

附 則 (令和 5 年 3 月 14 日)

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。(第 28 条第 2 項の改正、第 3 項の新設及び別表 1、別表 2 の改正)【令和 5 年 9 月 1 日東医大発第 298 号】

附 則 (令和 6 年〇月〇日)

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

教育課程表								
医学研究科医科学専攻 (修士課程)								
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験実習
専門科目	医学特論 I (総論)	1 前	1			○		
	医学特論 II (生命倫理)	1 前	1			○		
	医学特論 III (医学英語)	1 前	1			○		
	医学特論 IV (医科学一般)	1 前	0.5			○		
	基礎生命科学特論	1 前	0.5			○		
	分子細胞生物学特論	1 前	1			○		
	分子病態学特論	1 前	1			○		

生体機能医学特論Ⅰ（分子生理学）	1 前	1			○	
生体機能医学特論Ⅱ（分子病理学）	1 前	1			○	
生体機能医学特論Ⅲ（神経解剖学）	1 後	1			○	
生体機能医学特論Ⅳ（分子薬理学）	1 前	1			○	
生体機能医学特論Ⅴ（感染症学）	1 前	1			○	
生体機能医学特論Ⅵ（分子免疫学）	1 前	1			○	
医療データサイエンス特論	1 後	1			○	
医学会総会発表	1～2	1				○
生体病態医学特論Ⅰ （リウマチ膠原病・神経内科学）	1 後		0.5		○	
生体病態医学特論Ⅱ （法医学）	1 後		0.5		○	
生体病態医学特論Ⅲ （循環器病学）	1 後		0.5		○	
生体病態医学特論Ⅳ （呼吸器・甲状腺学）	1 後		0.5		○	
医療安全管理学特論	2 前		0.5		○	
医学教育学特論	1 後		0.5		○	
人体構造学特論	1 後		0.5		○	
学内医学講演会（4回以上）	1～2		0.5			○
医科学特別研究	1～2	15				○
合計	—	29	4	0		—

修了要件及び履修方法

30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

別表 2（第 9 条第 2 項関係）

教育課程表

（医学研究科博士課程）

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		授業形態			備考	
			必修	選択	講義	演習	実験実習		
専門科目	形態系専攻	人体構造学	1～3	6		○		専門科目は 1 科目 20 単位以上取得	
			1～3	14			○		
		組織・神経解剖学	1～3	6		○			
			1～3	14			○		
		人体病理学	1～3	6		○			
			1～3	14			○		
分子病理学	1～3	6		○					

		1～3	14				○
	微生物学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
機能系専攻	細胞生理学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	病態生理学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	生化学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	薬理学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
免疫学	1～3	6		○			
	1～3	14				○	
免疫制御学	1～3	6		○			
	1～3	14				○	
社会医学系専攻	公衆衛生学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	健康増進スポーツ医学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	法医学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	医療の質・安全管理学	1～3	6		○		
1～3		14				○	
医療データサイエンス学	1～3	6		○			
	1～3	14				○	
医学教育学	1～3	6		○			
	1～3	14				○	
内科系専攻	血液内科学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	呼吸器内科学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	循環器内科学	1～3	6		○		
1～3		14				○	
糖尿病・代謝・内分泌内科学	1～3	6		○			
	1～3	14				○	
リウマチ・膠原病内科学	1～3	6		○			
	1～3	14				○	

神経内科学	1～3	6		○			
	1～3	14				○	
	消化器内科学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	消化器内視鏡学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	内科系	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	精神医学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	小児科・思春期科学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	皮膚科学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
放射線医学	1～3	6		○			
	1～3	14				○	
臨床検査医学	1～3	6		○			
	1～3	14				○	
高齢総合医学	1～3	6		○			
	1～3	14				○	
腎臓内科学	1～3	6		○			
	1～3	14				○	
総合診療医学	1～3	6		○			
	1～3	14				○	
外科系専攻	呼吸器・甲状腺外科学	1～3	6		○		
		1～3	14			○	
	乳腺科学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	心臓血管外科学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	消化器・小児外科学	1～3	6		○		
1～3		14				○	
消化器外科学	1～3	6		○			
	1～3	14				○	
消化器外科・移植外科学	1～3	6		○			
	1～3	14				○	
整形外科学	1～3	6		○			

		1～3	14				○
	眼科学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	泌尿器科学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	耳鼻咽喉科・頭頸部 外科学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	産科婦人科学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	麻醉科学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	脳神経外科学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	口腔外科学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	形成外科学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	救急・災害医学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
社会人大 学院・臨 床研究系	血液内科学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	呼吸器内科学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	循環器内科学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	糖尿病・代謝・内分 泌内科学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	リウマチ・膠原病内 科学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	神経内科学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	消化器内科学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	消化器内視鏡学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	内科系	1～3	6		○		
		1～3	14				○

精神医学	1～3 1～3	6 14		○		○
小児科・思春期科学	1～3 1～3	6 14		○		○
皮膚科学	1～3 1～3	6 14		○		○
放射線医学	1～3 1～3	6 14		○		○
臨床検査医学	1～3 1～3	6 14		○		○
高齢総合医学	1～3 1～3	6 14		○		○
腎臓内科学	1～3 1～3	6 14		○		○
総合診療医学	1～3 1～3	6 14		○		○
呼吸器・甲状腺外科学	1～3 1～3	6 14		○		○
乳腺科学	1～3 1～3	6 14		○		○
心臓血管外科学	1～3 1～3	6 14		○		○
消化器・小児外科学	1～3 1～3	6 14		○		○
消化器外科学	1～3 1～3	6 14		○		○
消化器外科・移植外科学	1～3 1～3	6 14		○		○
整形外科学	1～3 1～3	6 14		○		○
眼科学	1～3 1～3	6 14		○		○
泌尿器科学	1～3 1～3	6 14		○		○
耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	1～3 1～3	6 14		○		○
産科婦人科学	1～3	6		○		

		1～3	14				○
	麻醉科学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	脳神経外科学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	口腔外科学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	形成外科学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	救急・災害医学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
社会人大 学院・研 究系	人体構造学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	組織・神経解剖学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	人体病理学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	分子病理学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	微生物学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	細胞生理学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
	病態生理学	1～3	6		○		
		1～3	14				○
生化学	1～3	6		○			
	1～3	14				○	
薬理学	1～3	6		○			
	1～3	14				○	
免疫学	1～3	6		○			
	1～3	14				○	
免疫制御学	1～3	6		○			
	1～3	14				○	
公衆衛生学	1～3	6		○			
	1～3	14				○	
健康増進スポーツ 医学	1～3	6		○			
	1～3	14				○	

	法医学	1～3 1～3	6 14		○		○	
	医療の質・安全管理学	1～3 1～3	6 14		○		○	
	医療データサイエンス学	1～3 1～3	6 14		○		○	
	医学教育学	1～3 1～3	6 14		○		○	
	小計（1科目）	—	20		—			
コースワーク	コースワーク講義・演習	1～3	3		○	○		コースワーク別研究発表及び講義、特別講義出席、医学会総会発表及び出席
	コースワーク実習	1～3	2				○	
	小計（2科目）	—	5		—			
共通科目	ステップ1	1	1			○		講義
	ステップ2							
	医学研究における法と倫理	1～3	1			○		
	医療データサイエンス	1～3	2			○		
	医学英語とプレゼンテーション	1～3	0.5			○		
	グラント申請の書き方・研究資金の確保	1～3	0.5			○		
	小計（5科目）	—	5		—			
合計（8科目）		—	30		—			
修了要件及び履修方法								
専門科目 20 単位以上、コースワーク 5 単位以上、共通科目 5 単位を修得し、計 30 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。								

別表3（第9条第3項関係）

教育課程 看護学研究科看護学専攻（修士課程）									
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	

共通基礎科目	看護理論特論	1 後		2		○			
	看護倫理特論	1 前	*2	2		○			
	看護研究方法論 I	1 前	2			○			
	看護研究方法論 II	1 後	1	*1		○			
	医療データサイエンス特論	1 後	1	*1		○			
	コンサルテーション特論	1 後		2		○			
	看護教育特論	1 前	2			○			
	看護マネジメント特論	1 前	2			○			
	異文化看護特論	1 後	2	*2		○			
	フィジカルアセスメント	1 通	*2	2			○		
	臨床薬理学	1 後	*2	2		○			
	病態生理学	1 前	*2	2		○			
	小計 (12 科目)	—					—		
基盤看護学領域科目	基礎看護学分野科目	基礎看護学特論 I	1 前		2		○		
		基礎看護学特論 II	1 後		2		○		
		基礎看護学演習 I	2 前		2			○	
		基礎看護学演習 II	2 後		2			○	
		小計 (4 科目)	—					—	
こども・女性看護学領域科目	こども看護学分野科目	こども看護学特論 I (発達理論)	1 前		2		○		
		こども看護学特論 II (健康の維持・増進、回復)	1 前		2		○		
		こども看護学特論 III (看護実践と倫理)	1 前		*2		○		
		こども看護学特論 IV (制度・政策、調整・協働)	1 後		*2		○		
		こども看護学演習 I (包括的アセスメント)	1 前		2			○	
		こども看護学演習 II (病態生理・診断・治療)	1 前		*2			○	
		こども看護学演習 III (多様な健康状態と生活の場)	1 後		2			○	
		こども看護学実習 I (診断・治療)	1 後		*2				○
		こども看護学実習 II (高度実践/プライマリケア)	2 通		*4				○

		ア)										
		こども看護学実習Ⅲ（高度実践）	2 通		* 4					○		
		小計（10 科目）	—						—			
	看護学分野科目	ウイメンズヘルス	ウイメンズヘルス看護学特論Ⅰ	1 前		2			○			
			ウイメンズヘルス看護学特論Ⅱ	1 後		2			○			
			ウイメンズヘルス看護学演習Ⅰ	1 前		2				○		
			ウイメンズヘルス看護学演習Ⅱ	1 後		2				○		
			小計（4 科目）	—						—		
	療養支援看護学領域科目	がん看護学分野科目	がん看護学特論Ⅰ（がん看護学理論）	1 前		2			○			
			がん看護学特論Ⅱ（がん看護学援助論）	1 前		2			○			
			がん看護学特論Ⅲ（がんの病態と診断治療）	1 前	* 2	2				○		
			がん看護学特論Ⅳ（がん薬物療法看護）	1 後	* 2	2				○		
			がん看護学特論Ⅴ（緩和ケア）	1 後	* 2	2				○		
がん看護学演習Ⅰ（エビデンス検索と活用）			1 後		2					○		
がん看護学演習Ⅱ（フィールドワーク）			1 後		2					○		
がん看護学演習Ⅲ（がん看護実践演習）			2 前	* 2						○		
がん看護学実習Ⅰ（診断治療実習）			1 後	* 2							○	
がん看護学実習Ⅱ（役割開発実習）			1 後	* 2							○	
がん看護学実習Ⅲ（高度実践実習：がん薬物療法看護）			2 通	* 3							○	
がん看護学実習Ⅳ（高度実践実習：緩和ケア）			2 通	* 3							○	
小計（12 科目）		—							—			
野科目	精神看護学分	精神看護学特論Ⅰ（歴史と法制度）	1 前		2			○				
		精神看護学特論Ⅱ（心身のアセスメント）	1 前		2			○				

		精神看護学特論Ⅲ（精神科の治療技法）	1 前	*2	2		○			
		精神看護学特論Ⅳ（看護理論と援助技法）	1 後	*3	3		○			
		精神看護学特論Ⅴ（リエゾン精神看護）	1 後	*4			○			
		精神看護学演習Ⅰ（フィールドワーク）	1 後		2			○		
		精神看護学演習Ⅱ（援助技法に関する演習）	2 前		2			○		
		精神看護学実習Ⅰ（高度実践/直接ケア）	2 通	*6					○	
		精神看護学実習Ⅱ（高度実践/CNS の役割）	2 通	*2					○	
		精神看護学実習Ⅲ（高度実践/リエゾン精神看護）	2 通	*2					○	
		小計（10 科目）	—					—		
広域看護学領域科目	公衆衛生看護学分野科目	公衆衛生看護学特論Ⅰ	1 前		2		○			
		公衆衛生看護学特論Ⅱ	1 前		2		○			
		公衆衛生看護学演習Ⅰ	1 後		2			○		
		公衆衛生看護学演習Ⅱ	1 後		2			○		
		小計（4 科目）	—					—		
	国際看護学分野科目	国際看護学特論Ⅰ	1 前		2		○			
		国際看護学特論Ⅱ	1 後		2		○			
		国際看護学演習Ⅰ	2 前		2			○		
		国際看護学演習Ⅱ	2 通		2			○		
	小計（4 科目）	—					—			
研究科目	特別研究Ⅰ	1 後		2			○			
	特別研究Ⅱ	2 通		6			○			
	課題研究	1~2 通		*4			○			
	小計（3 科目）	—					—			
合計（64 科目）		—					—			
卒業・修了要件及び履修方法										
<p>研究コースでは、所定の 30 単位を取得し、修士論文審査及び最終試験に合格することとする。</p> <p>高度実践看護師コースでは、所定の 44 単位を取得し、課題研究の審査及び最終試験に合格することとする。</p>										

* 高度実践看護師コースに適用

別表4 入学考査料及び学生納付金（第40条関係）

課程	専攻名	学年	入学考査料	学生納付金		計
				入学金	授業料	
修士課程	医科学専攻	—	10,000円	—	—	—
		1年次	—	100,000円	400,000円	500,000円
		2年次	—	—	400,000円	400,000円
	看護学専攻	—	35,000円	—	—	—
		1年次	—	300,000円	1,000,000円	1,300,000円
		2年次	—	—	1,000,000円	1,000,000円
博士課程	形態系専攻、機能系専攻、社会医学系専攻、内科系専攻、外科系専攻、社会人大学院・臨床研究系専攻、社会人大学院・研究系専攻	—	10,000円	—	—	—
		1年次	—	100,000円	400,000円	500,000円
		2年次	—	—	400,000円	400,000円
		3年次	—	—	400,000円	400,000円
		4年次	—	—	400,000円	400,000円

※看護学研究科修士課程看護学専攻において高度実践看護師コースは別途、実習費 100,000円（年額）を徴収する。

別表5 大学院の研究生、専攻生、聴講生及び委託生に係る入学考査料及び学生納付金（第42条関係）

区分	入学考査料	学生納付金	
		入学金	授業料
研究生 専攻生	20,000円	150,000円	年額 300,000円
聴講生	10,000円	100,000円	月額 20,000円
委託生	10,000円	100,000円	月額 20,000円

備考1：本学を卒業した者の研究生及び専攻生の入学金は、100,000円とする。

備考2：上記の学生納付金のほか、実習費として別途徴収することがある。

改正	現行																							
東京医科大学大学院学則	東京医科大学大学院学則																							
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 東京医科大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、先端的な研究の高度化を推進し、新しい時代に即応した人材を育成することを目的とする。</p> <p>(課程)</p> <p>第2条 本大学院に、次の研究科及び課程を置く。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">研究科</td> <td style="text-align: center;">課程</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医学研究科</td> <td style="text-align: center;">修士課程 博士課程</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">看護学研究科</td> <td style="text-align: center;">修士課程</td> </tr> </table> <p>2 医学研究科修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。</p> <p>3 医学研究科博士課程は、学術の理論及び応用を教授し、創造性、活力、人間性豊かな総合判断力かつ国際的な視点を有し、医学の発展を通して人類に貢献・寄与しうる指導力を兼ね備えた人材を養成することを目的とする。</p> <p>4 看護学研究科修士課程は「高度な専門的知識・能力をもつ高度専門職業人の養成」を担うべき人材養成機能とし、「高度な看護実践能力、基礎的な教育研究能力を備えた看護職の養成」を主たる教育上の目的とする。</p> <p>(研究科の組織及び目的)</p> <p>第3条 本大学院の医学研究科及び看護学研究科に次の専攻を置く。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="text-align: center;">研究科</th> <th style="text-align: center;">課程</th> <th style="text-align: center;">専攻</th> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center;">医学研究科</td> <td style="text-align: center;">修士課程</td> <td style="text-align: center;">医科学</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">博士課程</td> <td style="text-align: center;">機能系</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">形態系</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">社会医学系</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">内科系</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">外科系</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">社会人・臨床研究系</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">社会人・研究系</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">看護学研究科</td> <td style="text-align: center;">修士課程</td> <td style="text-align: center;">看護学</td> </tr> </table> <p>(1) 医科学専攻 医科学専攻は、基礎医科学分野の知識を統合的に習得させ、医科学研究を実践することで、多様な医学・医療関連の分野で活躍できる医学研究者及び医学研究に関連する業務に携わる人材を養成する。</p> <p>(2) 形態系専攻 形態系専攻は、人体構造学、組織・神経解剖学、人体病理学、分子病理学及び微生物学の5分野からなり、人体の臓器、組織の解剖学的研究、疾患に対する病理学的アプローチまで主に形態学的観点から人体の構造と病態の解明に取組み、基礎及び臨床医学の発展に寄与できる能力を有する人材を養成する。</p> <p>(3) 機能系専攻 機能系専攻は、細胞生理学、病態生理学、生化学、薬理学、免疫学及び免疫制御学の6分野からなり、薬物の生体に与える作用機序の解明、中枢神経系への生理学的アプローチ、免疫反応の仕組みなど生体機能、生体防御に関わる研究を行い、研究指導者や大学等の教員となりうる人材を養成する。</p> <p>(4) 社会医学系専攻 社会医学系専攻は、公衆衛生学、健康増進スポーツ医学、法医学、医療の質・安全管理学、医療データサイエンス学及び医学教育学の6分野からなり、疫学的研究、心身の健康維持、医療事故の現状と予防対策を構築できる人材を養成するとともに、新しい教育の開発や導入、教育活動の改革を促進できる能力を養成する。</p> <p>(5) 内科系専攻 内科系専攻は、血液内科学、呼吸器内科学、循環器内科学、糖尿病・代謝・内分泌内科学、リウマチ・膠原病内科学、神経内科学、消化器内科学、消化器内視鏡学、内科系、精神医学、小児科・思春期科学、皮膚科学、放射線医学、臨床検査医学、高齢総合医学、腎臓内科学及び総合診療医学の17分野からなり、各分野の医療を実践できる専門医認定医と高度な水準の医学研究に基づいた研究マインドと指導力を兼ね備えた研究指導者を養成する。</p> <p>(6) 外科系専攻 外科系専攻は、呼吸器・甲状腺外科学、乳腺科学、心臓血管外科学、消化器・小児外科学、消化器外科学、消化器外科・移植外科学、整形外</p>	研究科	課程	医学研究科	修士課程 博士課程	看護学研究科	修士課程	研究科	課程	専攻	医学研究科	修士課程	医科学	博士課程	機能系	形態系	社会医学系	内科系	外科系	社会人・臨床研究系	社会人・研究系	看護学研究科	修士課程	看護学	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 東京医科大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、先端的な研究の高度化を推進し、新しい時代に即応した人材を育成することを目的とする。</p> <p>(課程)</p> <p>第2条 本大学院の課程は修士課程及び博士課程とする。</p> <p>2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。</p> <p>3 博士課程は、学術の理論及び応用を教授し、創造性、活力、人間性豊かな総合判断力かつ国際的な視点を有し、医学の発展を通して人類に貢献・寄与しうる指導力を兼ね備えた人材を養成することを目的とする。</p> <p>(追加)</p> <p>(研究科及び専攻)</p> <p>第3条 本大学院に、医学研究科（以下「研究科」という。）を、設け、次の専攻を置く。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>(1) 医科学専攻 医科学専攻は、基礎医科学分野の知識を統合的に習得させ、医科学研究を実践することで、多様な医学・医療関連の分野で活躍できる医学研究者及び医学研究に関連する業務に携わる人材を養成する。</p> <p>(2) 形態系専攻 形態系専攻は、人体構造学、組織・神経解剖学、人体病理学、分子病理学及び微生物学の5分野からなり、人体の臓器、組織の解剖学的研究、疾患に対する病理学的アプローチまで主に形態学的観点から人体の構造と病態の解明に取組み、基礎及び臨床医学の発展に寄与できる能力を有する人材を養成する。</p> <p>(3) 機能系専攻 機能系専攻は、細胞生理学、病態生理学、生化学、薬理学、免疫学及び免疫制御学の6分野からなり、薬物の生体に与える作用機序の解明、中枢神経系への生理学的アプローチ、免疫反応の仕組みなど生体機能、生体防御に関わる研究を行い、研究指導者や大学等の教員となりうる人材を養成する。</p> <p>(4) 社会医学系専攻 社会医学系専攻は、公衆衛生学、健康増進スポーツ医学、法医学、医療の質・安全管理学、医療データサイエンス学及び医学教育学の6分野からなり、疫学的研究、心身の健康維持、医療事故の現状と予防対策を構築できる人材を養成するとともに、新しい教育の開発や導入、教育活動の改革を促進できる能力を養成する。</p> <p>(5) 内科系専攻 内科系専攻は、血液内科学、呼吸器内科学、循環器内科学、糖尿病・代謝・内分泌内科学、リウマチ・膠原病内科学、神経内科学、消化器内科学、消化器内視鏡学、内科系、精神医学、小児科・思春期科学、皮膚科学、放射線医学、臨床検査医学、高齢総合医学、腎臓内科学及び総合診療医学の17分野からなり、各分野の医療を実践できる専門医認定医と高度な水準の医学研究に基づいた研究マインドと指導力を兼ね備えた研究指導者を養成する。</p> <p>(6) 外科系専攻 外科系専攻は、呼吸器・甲状腺外科学、乳腺科学、心臓血管外科学、消化器・小児外科学、消化器外科学、消化器外科・移植外科学、整形外</p>
研究科	課程																							
医学研究科	修士課程 博士課程																							
看護学研究科	修士課程																							
研究科	課程	専攻																						
医学研究科	修士課程	医科学																						
	博士課程	機能系																						
		形態系																						
		社会医学系																						
		内科系																						
		外科系																						
		社会人・臨床研究系																						
社会人・研究系																								
看護学研究科	修士課程	看護学																						

改正	現行																																																																										
<p>科学、眼科学、泌尿器科学、耳鼻咽喉科・頭頸部外科学、産科婦人科学、麻酔科学、脳神経外科学、口腔外科学、形成外科学及び救急・災害医学の16分野からなり、疾病に対して観血的手技を用いて人体の回復を図ることが中心となる。したがって、外科学的な基本知識と技能を学び、その知識、技能を基に実践につながる応用力、未解明分野を研究する臨床医及び研究指導者を養成する。</p> <p>(7) 社会人大学院・臨床研究系専攻 社会人大学院・臨床研究系専攻は、血液内科学、呼吸器内科学、循環器内科学、糖尿病・代謝・内分泌内科学、リウマチ・膠原病内科学、神経内科学、消化器内科学、消化器内視鏡学、内科系、精神医学、小児科・思春期科学、皮膚科学、放射線医学、臨床検査医学、高齢総合医学、腎臓内科学、総合診療医学、呼吸器・甲状腺外科学、乳腺科学、心臓血管外科学、消化器・小児外科学、消化器外科学、消化器外科・移植外科学、整形外科学、眼科学、泌尿器科学、耳鼻咽喉科・頭頸部外科学、産科婦人科学、麻酔科学、脳神経外科学、口腔外科学、形成外科学及び救急・災害医学の33分野からなり、優秀な人材を求めるため広く社会に門戸を開き、優秀な臨床医及び研究指導者を養成する。</p> <p>(8) 社会人大学院・研究系専攻 社会人大学院・研究系専攻は、人体構造学、組織・神経解剖学、人体病理学、分子病理学、微生物学、細胞生理学、病態生理学、生化学、薬理学、免疫学、免疫制御学、公衆衛生学、健康増進スポーツ医学、法医学、医療の質・安全管理学、医療データサイエンス学及び医学教育学の17分野からなり、優秀な人材を求めるため広く社会に門戸を開き、優秀な医学教育者及び研究指導者を養成する。</p> <p>(9) 看護学専攻 <u>建学の精神「自主自学」と教育ビジョン「社会に出てからも永く活躍できる人材の育成」に基づき、基礎教育で身につけた能力を更に深化させ、高度な看護実践能力および基礎的な教育研究能力を備え、実践現場から看護の質向上に貢献する人材、将来教育研究者として看護学の発展に貢献できる人材を養成する。</u> (学生定員)</p>	<p>学、眼科学、泌尿器科学、耳鼻咽喉科・頭頸部外科学、産科婦人科学、麻酔科学、脳神経外科学、口腔外科学、形成外科学及び救急・災害医学の16分野からなり、疾病に対して観血的手技を用いて人体の回復を図ることが中心となる。したがって、外科学的な基本知識と技能を学び、その知識、技能を基に実践につながる応用力、未解明分野を研究する臨床医及び研究指導者を養成する。</p> <p>(7) 社会人大学院・臨床研究系専攻 社会人大学院・臨床研究系専攻は、血液内科学、呼吸器内科学、循環器内科学、糖尿病・代謝・内分泌内科学、リウマチ・膠原病内科学、神経内科学、消化器内科学、消化器内視鏡学、内科系、精神医学、小児科・思春期科学、皮膚科学、放射線医学、臨床検査医学、高齢総合医学、腎臓内科学、総合診療医学、呼吸器・甲状腺外科学、乳腺科学、心臓血管外科学、消化器・小児外科学、消化器外科学、消化器外科・移植外科学、整形外科学、眼科学、泌尿器科学、耳鼻咽喉科・頭頸部外科学、産科婦人科学、麻酔科学、脳神経外科学、口腔外科学、形成外科学及び救急・災害医学の33分野からなり、優秀な人材を求めるため広く社会に門戸を開き、優秀な臨床医及び研究指導者を養成する。</p> <p>(8) 社会人大学院・研究系専攻 社会人大学院・研究系専攻は、人体構造学、組織・神経解剖学、人体病理学、分子病理学、微生物学、細胞生理学、病態生理学、生化学、薬理学、免疫学、免疫制御学、公衆衛生学、健康増進スポーツ医学、法医学、医療の質・安全管理学、医療データサイエンス学及び医学教育学の17分野からなり、優秀な人材を求めるため広く社会に門戸を開き、優秀な医学教育者及び研究指導者を養成する。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>(学生定員)</p>																																																																										
<p>第4条 医学研究科及び看護学研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。</p>	<p>第4条 医学研究科の各専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。</p>																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>課程</th> <th>専攻名</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医学研究科</td> <td>修士課程</td> <td>医科学専攻</td> <td>10名</td> <td>20名</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">博士課程</td> <td>形態系専攻</td> <td>10名</td> <td>40名</td> </tr> <tr> <td>機能系専攻</td> <td>10名</td> <td>40名</td> </tr> <tr> <td>社会医学系専攻</td> <td>4名</td> <td>16名</td> </tr> <tr> <td>内科系専攻</td> <td>10名</td> <td>40名</td> </tr> <tr> <td>外科系専攻</td> <td>10名</td> <td>40名</td> </tr> <tr> <td>社会人大学院・臨床研究系専攻</td> <td>20名</td> <td>80名</td> </tr> <tr> <td>社会人大学院・研究系専攻</td> <td>4名</td> <td>16名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td>68名</td> <td>272名</td> </tr> <tr> <td>看護学研究科</td> <td>修士課程</td> <td>看護学専攻</td> <td>6名</td> <td>12名</td> </tr> </tbody> </table>	課程	専攻名	入学定員	収容定員	医学研究科	修士課程	医科学専攻	10名	20名	博士課程	形態系専攻	10名	40名	機能系専攻	10名	40名	社会医学系専攻	4名	16名	内科系専攻	10名	40名	外科系専攻	10名	40名	社会人大学院・臨床研究系専攻	20名	80名	社会人大学院・研究系専攻	4名	16名	小計		68名	272名	看護学研究科	修士課程	看護学専攻	6名	12名	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課程</th> <th>専攻名</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修士課程</td> <td>医科学専攻</td> <td>10名</td> <td>20名</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">博士課程</td> <td>形態系専攻</td> <td>10名</td> <td>40名</td> </tr> <tr> <td>機能系専攻</td> <td>10名</td> <td>40名</td> </tr> <tr> <td>社会医学系専攻</td> <td>4名</td> <td>16名</td> </tr> <tr> <td>内科系専攻</td> <td>10名</td> <td>40名</td> </tr> <tr> <td>外科系専攻</td> <td>10名</td> <td>40名</td> </tr> <tr> <td>社会人大学院・臨床研究系専攻</td> <td>20名</td> <td>80名</td> </tr> <tr> <td>社会人大学院・研究系専攻</td> <td>4名</td> <td>16名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td>68名</td> <td>272名</td> </tr> </tbody> </table>	課程	専攻名	入学定員	収容定員	修士課程	医科学専攻	10名	20名	博士課程	形態系専攻	10名	40名	機能系専攻	10名	40名	社会医学系専攻	4名	16名	内科系専攻	10名	40名	外科系専攻	10名	40名	社会人大学院・臨床研究系専攻	20名	80名	社会人大学院・研究系専攻	4名	16名	小計		68名	272名
課程	専攻名	入学定員	収容定員																																																																								
医学研究科	修士課程	医科学専攻	10名	20名																																																																							
	博士課程	形態系専攻	10名	40名																																																																							
機能系専攻		10名	40名																																																																								
社会医学系専攻		4名	16名																																																																								
内科系専攻		10名	40名																																																																								
外科系専攻		10名	40名																																																																								
社会人大学院・臨床研究系専攻		20名	80名																																																																								
社会人大学院・研究系専攻		4名	16名																																																																								
小計		68名	272名																																																																								
看護学研究科	修士課程	看護学専攻	6名	12名																																																																							
課程	専攻名	入学定員	収容定員																																																																								
修士課程	医科学専攻	10名	20名																																																																								
博士課程	形態系専攻	10名	40名																																																																								
	機能系専攻	10名	40名																																																																								
	社会医学系専攻	4名	16名																																																																								
	内科系専攻	10名	40名																																																																								
	外科系専攻	10名	40名																																																																								
	社会人大学院・臨床研究系専攻	20名	80名																																																																								
	社会人大学院・研究系専攻	4名	16名																																																																								
小計		68名	272名																																																																								
<p>第2章 修業年限、在学年限、学年及び学期等 (修業年限)</p>	<p>第2章 修業年限、在学年限、学年及び学期等 (修業年限)</p>																																																																										
<p>第5条 医学研究科における標準修業年限は、修士課程にあつては2年、博士課程にあつては4年とする。</p>	<p>第5条 標準修業年限は、修士課程にあつては2年、博士課程にあつては4年とする。</p>																																																																										
<p>2 看護学研究科における標準修業年限は、修士課程にあつては2年とする。 (在学年限)</p>	<p>(在学年限)</p>																																																																										
<p>第6条 医学研究科における在学年限は、修士課程にあつては4年を、博士課程にあつては8年を超えることはできない。</p>	<p>第6条 在学年限は、修士課程にあつては4年を、博士課程にあつては8年を超えることはできない。</p>																																																																										
<p>2 看護学研究科における在学年限は、修士課程にあつては4年を超えることはできない。 (長期履修)</p>	<p>(長期履修)</p>																																																																										
<p>第6条の2 看護学研究科においては、学生が入学時に考慮すべき事情により第5条第2項に規定する標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に履修し修了すること(以下、「長期履修」という。)を申し出た場合にはその計画的な履修を認めることが出来る。</p>	<p style="text-align: right;">(新設)</p>																																																																										
<p>2 前項の長期履修を認められた場合には、第6条第1項の規定に係わらず6年を限度として在学出来る。</p>																																																																											
<p>3 長期履修制度に関し必要な事項は、別に定める。 (学年、学期及び休業日)</p>	<p>(学年、学期及び休業日)</p>																																																																										
<p>第7条 学年、学期及び休業日は、東京医科大学学則(以下「大学学則」という。)第16条、第17条及び第18条の規定を準用する。 第3章 教育方法、授業科目及び単位並びに履修方法等 (教育方法)</p>	<p>第7条 学年、学期及び休業日は、東京医科大学学則(以下「大学学則」という。)第16条、第17条及び第18条の規定を準用する。 第3章 教育方法、授業科目及び単位並びに履修方法等 (教育方法)</p>																																																																										

改正	現行
<p>第8条 本大学院における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする。</p> <p>2 <u>看護学研究科においては、学位論文の作成に替えて課題研究に対する指導を含むものとする。</u></p> <p>2 大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例により、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。</p> <p>第8条の2 授業は、講義、演習、実験、実習及びこれらの併用により行なうものとする。</p> <p>2 <u>文部科学大臣の別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行なう教室以外の場所で履修させる事が出来る。</u></p> <p>第9条 医科学専攻の授業科目及び単位等は、別表1のとおりとする。</p> <p>2 <u>医学研究科博士課程の授業科目及び単位等は、別表2のとおりとする。</u></p> <p>3 <u>看護学研究科修士課程の授業科目及び単位等は、別表3のとおりとする。</u> (履修方法等)</p> <p>第10条 本大学院における研究指導の内容及び履修方法等は、別に定める。 (成績の評価)</p> <p>第11条 成績の評価は、A・B・C・Dの4種とし、A・B・Cを合格、Dを不合格とする。 (他の大学院等における授業科目の履修)</p> <p>第12条 本大学院の教育上特に有益と認めるときは、他の大学院、研究所等の長と協議のうえ、学生に当該大学院、研究所等における授業科目の授業又は研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生については、当該研究指導を受けさせることができる期間は、1年を超えないものとする。</p> <p>2 前項の規定により修得した授業科目及び単位については、修士課程においては4単位を超えない範囲で、博士課程においては8単位を超えない範囲で、本大学院において相当する授業科目及び単位を修得したものとみなすことができる。</p> <p>第4章 課程修了要件及び学位 (課程の修了要件)</p> <p>第13条 修士課程の修了要件は、本大学院修士課程に2年以上在学して30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学年数に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。 <u>看護学研究科高度実践看護師コースについては修士論文に代えて、課題研究の審査を課すものとする。</u></p> <p>2 博士課程の修了要件は、本大学院博士課程に4年以上在学して30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学年数に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。 (課程修了の認定及び成績評価)</p> <p>第14条 <u>医学研究科における課程修了の認定は、医学研究科長が行う。</u></p> <p>2 学位論文の審査及び最終試験の成績評価は、第49条に定める医学研究科委員会の審査に基づいて、研究科長が行う。</p> <p>3 科目試験、学位論文の審査及び最終試験の成績評価の基準は、医学研究科委員会の定めるところによる。</p> <p>第14条の2 <u>看護学研究科における課程修了の認定は、看護学研究科長が行う。</u></p> <p>4 学位論文または課題研究の審査及び最終試験の成績評価は、第49条に定める医学研究科委員会の審査に基づいて、研究科長が行う。</p> <p>3 科目試験、学位論文または課題研究の審査及び最終試験の成績評価の基準は、医学研究科委員会の定めるところによる。 (学位授与)</p> <p>第15条 学長は、<u>医学研究科修士課程を修了した者には、修士(医科学)の学位を授与する。</u></p> <p>2 <u>医学研究科博士課程を修了した者には、博士(医学)の学位(甲種一課程博士)を授与する。</u></p> <p>3 <u>医学研究科博士課程を所定単位取得後退学後、3年以内に博士論文の審査及び最終試験に合格した者にも、博士(医学)の学位(甲種一課程博士)を授与する。</u></p> <p>4 <u>看護学研究科修士課程を修了した者には、修士(看護学)の学位を授与する。</u></p> <p>第16条 <u>医学研究科博士課程においては、第13条第2項及び第14条(修士課程に係る部分を除く。)の規定により学位を授与される者と同等以上の内容を有する論文を提出し、その審査及び試験等に合格した者に対しても、博士(医学)の学位(乙種一論文博士)を授与することができる。</u></p> <p>第17条 学位の授与に関して必要な事項は、別に定める。 第5章 入学、再入学及び転入学</p>	<p>第8条 本大学院における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする。</p> <p>2 大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例により、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第9条 医科学専攻の授業科目及び単位等は、別表1のとおりとする。</p> <p>2 <u>第3条第2号から第8号までの各専攻の授業科目及び単位等は、別表2のとおりとする。</u> (新設)</p> <p>(履修方法等)</p> <p>第10条 本大学院における研究指導の内容及び履修方法等は、別に定める。 (成績の評価)</p> <p>第11条 成績の評価は、A・B・C・Dの4種とし、A・B・Cを合格、Dを不合格とする。 (他の大学院等における授業科目の履修)</p> <p>第12条 本大学院の教育上特に有益と認めるときは、他の大学院、研究所等の長と協議のうえ、学生に当該大学院、研究所等における授業科目の授業又は研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生については、当該研究指導を受けさせることができる期間は、1年を超えないものとする。</p> <p>2 前項の規定により修得した授業科目及び単位については、修士課程においては4単位を超えない範囲で、博士課程においては8単位を超えない範囲で、本大学院において相当する授業科目及び単位を修得したものとみなすことができる。</p> <p>第4章 課程修了要件及び学位 (課程の修了要件)</p> <p>第13条 修士課程の修了要件は、本大学院修士課程に2年以上在学して30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学年数に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>2 博士課程の修了要件は、本大学院博士課程に4年以上在学して30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学年数に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。 (課程修了の認定及び成績評価)</p> <p>第14条 課程修了の認定は、研究科長が行う。</p> <p>2 学位論文の審査及び最終試験の成績評価は、第49条に定める医学研究科委員会の審査に基づいて、研究科長が行う。</p> <p>3 科目試験、学位論文の審査及び最終試験の成績評価の基準は、医学研究科委員会の定めるところによる。</p> <p>(学位授与)</p> <p>第15条 学長は、修士課程を修了した者には、修士(医科学)の学位を授与する。</p> <p>2 博士課程を修了した者には、博士(医学)の学位(甲種一課程博士)を授与する。</p> <p>3 博士課程を所定単位取得後退学後、3年以内に博士論文の審査及び最終試験に合格した者にも、博士(医学)の学位(甲種一課程博士)を授与する。 (新設)</p> <p>第16条 第13条第2項及び前条(修士課程に係る部分を除く。)の規定により学位を授与される者と同等以上の内容を有する論文を提出し、その審査及び試験等に合格した者に対しても、博士(医学)の学位(乙種一論文博士)を授与することができる。</p> <p>第17条 学位の授与に関して必要な事項は、別に定める。 第5章 入学、再入学及び転入学</p>

改正	現行
<p>(入学資格)</p> <p>第18条 <u>医学研究科修士課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 大学を卒業した者</p> <p>(2) 専修学校の専門課程を修了した者で、高度専門士の称号を授与されたもの</p> <p>(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p>(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p>(5) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者</p> <p>(6) 昭和28年文部省告示第5号をもって文部科学大臣の指定した者</p> <p>(7) 学校教育法第68条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者</p> <p>(8) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの</p> <p>2 <u>医学研究科博士課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 大学(6年制の医学、歯学、獣医学又は薬学の課程。以下この項において同じ。)を卒業した者</p> <p>(2) 修士の学位又は専門職学位を有する者</p> <p>(3) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(6) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(7) 昭和30年文部省告示第39号をもって文部科学大臣の指定した者</p> <p>(8) 平成元年文部省告示第118号をもって文部科学大臣の指定した者</p> <p>(9) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの</p> <p>第18条の2 <u>看護学研究科修士課程研究コースに入学することのできる者は、保健師・助産師・看護師のいずれかの資格を有し(入学時まで資格取得見込みを含む)、次のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>大学を卒業した者及び入学時まで卒業見込みの者</u></p> <p>(2) <u>大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者及び入学時まで学位を授与される見込みの者</u></p> <p>(3) <u>外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び入学時まで修了見込みの者</u></p> <p>(4) <u>外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程(文部科学大臣指定外国大学日本校)を修了した者及び修了見込みの者</u></p> <p>(5) <u>文部科学大臣が外国の大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者及び入学時まで修了見込みの者</u></p> <p>(6) <u>外国の大学等において、就業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者及び入学時まで学位を授与される見込みの者</u></p> <p>(7) <u>専修学校の専門課程(文部科学大臣指定専修学校専門課程一覧)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者及び入学時まで修了見込みの者</u></p> <p>(8) <u>本研究科において個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等の学力があると認められた者</u></p> <p>2 <u>高度実践看護師コースに入学することができる者は第1項及び第1項(1)～(8)のいずれかに該当する者で、入学時点で各専門分野における看護実務経験を3年以上有する者</u></p> <p>(入学の時期)</p> <p>第19条 入学の時期は、原則として学年の始めとする。</p> <p>(入学の出願)</p> <p>第20条 本大学院の入学志願者は、所定の入学願書に所定の入学考査料及び別に定める書類を添えて、指定する期日までに本学に願出しなければならない。</p> <p>(入学者の選考)</p> <p>第21条 入学者の選考は、論文審査、面接、その他の方法による。</p> <p>2 その他入学者の選考について必要な事項は、別に定める。</p> <p>(入学手続)</p>	<p>(入学資格)</p> <p>第18条 修士課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 大学を卒業した者</p> <p>(2) 専修学校の専門課程を修了した者で、高度専門士の称号を授与されたもの</p> <p>(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p>(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p>(5) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者</p> <p>(6) 昭和28年文部省告示第5号をもって文部科学大臣の指定した者</p> <p>(7) 学校教育法第68条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者</p> <p>(8) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの</p> <p>2 博士課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 大学(6年制の医学、歯学、獣医学又は薬学の課程。以下この項において同じ。)を卒業した者</p> <p>(2) 修士の学位又は専門職学位を有する者</p> <p>(3) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(6) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(7) 昭和30年文部省告示第39号をもって文部科学大臣の指定した者</p> <p>(8) 平成元年文部省告示第118号をもって文部科学大臣の指定した者</p> <p>(9) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの</p>
	<p>(入学の時期)</p> <p>第19条 入学の時期は、原則として学年の始めとする。</p> <p>(入学の出願)</p> <p>第20条 本大学院の入学志願者は、所定の入学願書に所定の入学考査料及び別に定める書類を添えて、指定する期日までに本学に願出なければならない。</p> <p>(入学者の選考)</p> <p>第21条 入学者の選考は、論文審査、面接、その他の方法による。</p> <p>2 その他入学者の選考について必要な事項は、別に定める。</p> <p>(入学手続)</p>

(新設)

改正	現行
<p>第22条 前条の選考に合格した者は、指定する期日までに、入学金及び授業料を納入するとともに所定の書類を添えて入学の手続を完了しなければならない。</p> <p>(入学の許可)</p> <p>第23条 学長は、前条の手続を完了した者につき、入学を許可する。</p> <p>(再入学)</p> <p>第24条 本大学院を中途において退学した者で、再び同一専攻に入学を志願する者には、退学後2年以内に限り、これを許可することがある。</p> <p>2 再入学した者の在籍年次、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、<u>所属</u>の研究科委員会において決定する。</p> <p>(転入学)</p> <p>第25条 他の大学院の学生が本大学院に転入学しようとするときは、当該大学院設置の大学の学長又は所属研究科長の紹介状を添えて、学長に転入学願を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の願い出があったときは、欠員ある場合に限り、選考のうえ許可することがある。</p> <p>3 転入学した者の在籍年次、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については<u>所属</u>の研究科委員会において決定する。</p> <p>第6章 休学、転学、退学及び除籍等</p> <p>(休学)</p> <p>第26条 疾病その他やむを得ない事由により、引き続き3か月以上修学できない見込みの者は、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。</p> <p>2 疾病等のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。</p> <p>(休学期間)</p> <p>第27条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、許可を得て更に1年以内に限り、期間を延長することができる。</p> <p>2 休学の期間は、修士課程にあつては通算して2年、博士課程にあつては通算して3年を超えることができない。</p> <p>3 休学の期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。</p> <p>(復学)</p> <p>第28条 休学期間が満了するとき及び休学期間中であっても、その事由が消滅した場合には、保証人連署のうえ、所定の復学願を学長に提出し、<u>各</u>研究科委員会の議を経て学長の許可を得なければならない。</p> <p>2 疾病が治癒して復学する者は、原則として休学開始時と同一の医師の診断書を提出し、学生・職員健康サポートセンターの医師の面談を受けなければならない。</p> <p>3 疾病以外の理由で休学し復学する者は、その事由が解消された証明書又は理由書を添付しなければならない。</p> <p>(転学)</p> <p>第29条 本大学院から他の大学院へ転学しようとする者は、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。</p> <p>(退学)</p> <p>第30条 退学しようとする者は、その事由を付して、保証人連署のうえ、所定の様式により学長に願い出て、許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、学長は、学生が疾病その他の事由で成業の見込みがないと認めるときは、退学を命ずることができる。</p> <p>(除籍)</p> <p>第31条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。</p> <p>(1) 学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者</p> <p>(2) 第6条に定める在学年限を超えた者</p> <p>(3) 第27条第2項に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者</p> <p>(4) 長期間にわたり行方不明の者</p> <p>(5) 死亡した者</p> <p>第7章 専攻の変更</p> <p>(変更)</p> <p>第32条 博士課程の専攻の変更は、原則として認めない。ただし、特別の事情がある場合は、学長が専攻の変更を許可することがある。</p> <p>第33条 専攻を変更した後の在学すべき年限及び既修得単位の認定等については、当該学生の履修状況等を勘案して、学長が決定する。</p> <p>2 前項により修業年限を変更された場合であっても、<u>第6条第1項及び第2項</u>に定める博士課程の在学年限を超えることができない。</p> <p>第8章 表彰及び懲戒</p> <p>(表彰)</p> <p>第34条 学長は、学業及び操行が優秀で他の学生の模範となる学生を表彰することができる。</p> <p>(懲戒)</p> <p>第35条 学長は、学生が大学院学則その他の規程に違反し、若しくは秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為があったときは、当該学生を懲戒すること</p>	<p>第22条 前条の選考に合格した者は、指定する期日までに、入学金及び授業料を納入するとともに所定の書類を添えて入学の手続を完了しなければならない。</p> <p>(入学の許可)</p> <p>第23条 学長は、前条の手続を完了した者につき、入学を許可する。</p> <p>(再入学)</p> <p>第24条 本大学院を中途において退学した者で、再び同一専攻に入学を志願する者には、退学後2年以内に限り、これを許可することがある。</p> <p>2 再入学した者の在籍年次、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、<u>医学</u>研究科委員会において決定する。</p> <p>(転入学)</p> <p>第25条 他の大学院の学生が本大学院に転入学しようとするときは、当該大学院設置の大学の学長又は所属研究科長の紹介状を添えて、学長に転入学願を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の願い出があったときは、欠員ある場合に限り、選考のうえ許可することがある。</p> <p>3 転入学した者の在籍年次、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、<u>医学</u>研究科委員会において決定する。</p> <p>第6章 休学、転学、退学及び除籍等</p> <p>(休学)</p> <p>第26条 疾病その他やむを得ない事由により、引き続き3か月以上修学できない見込みの者は、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。</p> <p>2 疾病等のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。</p> <p>(休学期間)</p> <p>第27条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、許可を得て更に1年以内に限り、期間を延長することができる。</p> <p>2 休学の期間は、修士課程にあつては通算して2年、博士課程にあつては通算して3年を超えることができない。</p> <p>3 休学の期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。</p> <p>(復学)</p> <p>第28条 休学期間が満了するとき及び休学期間中であっても、その事由が消滅した場合には、保証人連署のうえ、所定の復学願を学長に提出し、<u>医学</u>研究科委員会の議を経て学長の許可を得なければならない。</p> <p>2 疾病が治癒して復学する者は、原則として休学開始時と同一の医師の診断書を提出し、学生・職員健康サポートセンターの医師の面談を受けなければならない。</p> <p>3 疾病以外の理由で休学し復学する者は、その事由が解消された証明書又は理由書を添付しなければならない。</p> <p>(転学)</p> <p>第29条 本大学院から他の大学院へ転学しようとする者は、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。</p> <p>(退学)</p> <p>第30条 退学しようとする者は、その事由を付して、保証人連署のうえ、所定の様式により学長に願い出て、許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、学長は、学生が疾病その他の事由で成業の見込みがないと認めるときは、退学を命ずることができる。</p> <p>(除籍)</p> <p>第31条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。</p> <p>(1) 学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者</p> <p>(2) 第6条に定める在学年限を超えた者</p> <p>(3) 第27条第2項に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者</p> <p>(4) 長期間にわたり行方不明の者</p> <p>(5) 死亡した者</p> <p>第7章 専攻の変更</p> <p>(変更)</p> <p>第32条 博士課程の専攻の変更は、原則として認めない。ただし、特別の事情がある場合は、学長が専攻の変更を許可することがある。</p> <p>第33条 専攻を変更した後の在学すべき年限及び既修得単位の認定等については、当該学生の履修状況等を勘案して、学長が決定する。</p> <p>2 前項により修業年限を変更された場合であっても、第6条に定める博士課程の在学年限を超えることができない。</p> <p>第8章 表彰及び懲戒</p> <p>(表彰)</p> <p>第34条 学長は、学業及び操行が優秀で他の学生の模範となる学生を表彰することができる。</p> <p>(懲戒)</p> <p>第35条 学長は、学生が大学院学則その他の規程に違反し、若しくは秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為があったときは、当該学生を懲戒する</p>

改正	現行
<p>ができる。</p> <p>2 懲戒は、情状により戒告、停学及び退学とする。</p> <p>3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。 (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者 (2) 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者 (3) 正当の理由なくして出席常でない者 (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者</p> <p>4 停学の期間は、在学年限に算入し、修業年限には算入しないものとする。ただし、停学期間が3か月未満の場合は、修業年限に算入することができる。</p> <p>5 懲戒に関する手続きは、別に定める。 第9章 研究生、専攻生、聴講生、委託生及び外国人留学生 (研究生及び専攻生)</p> <p>第36条 本大学院博士課程において、特定の課題について研究することを志願する者があるときは、大学院の教育研究に支障のない限り、選考のうえ、研究生及び専攻生として入学を許可することができる。</p> <p>2 研究生及び専攻生を志願することのできる者は、大学（6年制の医学、歯学、獣医学又は薬学の課程）卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。</p> <p>3 その他、研究生及び専攻生に関して必要な事項は、別に定める。 (聴講生)</p> <p>第37条 特定の授業科目の聴講を願い出る者のあるときは、教育に支障のない限り、聴講生として入学を許可することができる。</p> <p>2 その他、聴講生に関して必要な事項は、別に定める。 (委託生)</p> <p>第38条 官庁又は公共団体等から1学期以上を在学期間とし、学修する授業科目を指定して教育の委託の願い出のあるときは、選考のうえ、委託生として入学を許可することができる。</p> <p>2 その他、委託生に関して必要な事項は、別に定める。 (外国人留学生)</p> <p>第39条 外国人で、大学において教育を受ける目的で入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可する。</p> <p>2 その他、外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。 第10章 入学考査料及び学生納付金 (入学考査料及び学生納付金)</p> <p>第40条 入学考査料及び学生納付金の額は、別表3のとおりとする。</p> <p>2 学生納付金は、次の前期の所定の期日までに全納するか、又は次の2期の所定の期日までに等分して納入しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、期限を定めて納入の延期を認めることがある。 前期 4月30日まで 後期 10月31日まで</p> <p>3 停学の懲戒を受けた者に係る学生納付金は、停学期間中であってもこれを徴収する。</p> <p>4 休学を許可された者に係る学生納付金は、事情により減免することができる。</p> <p>5 前項の減免に当たっては、各研究科委員会の議を経て、学長が決定する。</p> <p>6 学年の中途において退学し、転学し、又は退学を命ぜられた者であっても、当該年度の学生納付金を納めなければならない。</p> <p>7 学生納付金の滞納者は、納入後でなければ単位認定のための試験を受けることができない。 (免除等)</p> <p>第41条 学業優秀である者又は経済的理由によって納付が困難な者に対しては、学生納付金の一部又は全部を免除することができる。</p> <p>2 再入学者の入学金は、免除することができる。 (研究生、専攻生、聴講生及び委託生の入学考査料及び学生納付金)</p> <p>第42条 研究生、専攻生、聴講生及び委託生の入学考査料及び学生納付金の額は、別表4のとおりとする。 (授業料等の返還)</p> <p>第43条 納付した入学考査料及び学生納付金は、返還しない。ただし、入学許可を得た者で、指定の期日までに入学辞退を届け出た者については、入学金又はこれに相当する金額を除き授業料等を返還することができる。 (奨学生)</p> <p>第44条 品行方正で学力優秀な学生で、他の学生の模範となると認められた学生を奨学生とすることができる。</p> <p>2 奨学生に対しては、授業料の額の一部を給付するものとする。</p> <p>3 その他、奨学生に関して必要な事項は、別に定める。 第11章 職員組織 (研究科長、専攻主任、教育職員等)</p> <p>第45条 本大学院の研究科に、研究科長を置く。</p>	<p>ことができる。</p> <p>2 懲戒は、情状により戒告、停学及び退学とする。</p> <p>3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。 (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者 (2) 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者 (3) 正当の理由なくして出席常でない者 (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者</p> <p>4 停学の期間は、在学年限に算入し、修業年限には算入しないものとする。ただし、停学期間が3か月未満の場合は、修業年限に算入することができる。</p> <p>5 懲戒に関する手続きは、別に定める。 第9章 研究生、専攻生、聴講生、委託生及び外国人留学生 (研究生及び専攻生)</p> <p>第36条 本大学院において、特定の課題について研究することを志願する者があるときは、大学院の教育研究に支障のない限り、選考のうえ、研究生及び専攻生として入学を許可することができる。</p> <p>2 研究生及び専攻生を志願することのできる者は、大学（6年制の医学、歯学、獣医学又は薬学の課程）卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。</p> <p>3 その他、研究生及び専攻生に関して必要な事項は、別に定める。 (聴講生)</p> <p>第37条 特定の授業科目の聴講を願い出る者のあるときは、教育に支障のない限り、聴講生として入学を許可することができる。</p> <p>2 その他、聴講生に関して必要な事項は、別に定める。 (委託生)</p> <p>第38条 官庁又は公共団体等から1学期以上を在学期間とし、学修する授業科目を指定して教育の委託の願い出のあるときは、選考のうえ、委託生として入学を許可することができる。</p> <p>2 その他、委託生に関して必要な事項は、別に定める。 (外国人留学生)</p> <p>第39条 外国人で、大学において教育を受ける目的で入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可する。</p> <p>2 その他、外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。 第10章 入学考査料及び学生納付金 (入学考査料及び学生納付金)</p> <p>第40条 入学考査料及び学生納付金の額は、別表3のとおりとする。</p> <p>2 学生納付金は、次の前期の所定の期日までに全納するか、又は次の2期の所定の期日までに等分して納入しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、期限を定めて納入の延期を認めることがある。 前期 4月30日まで 後期 10月31日まで</p> <p>3 停学の懲戒を受けた者に係る学生納付金は、停学期間中であってもこれを徴収する。</p> <p>4 休学を許可された者に係る学生納付金は、事情により減免することができる。</p> <p>5 前項の減免に当たっては、<u>医学</u>研究科委員会の議を経て、学長が決定する。</p> <p>6 学年の中途において退学し、転学し、又は退学を命ぜられた者であっても、当該年度の学生納付金を納めなければならない。</p> <p>7 学生納付金の滞納者は、納入後でなければ単位認定のための試験を受けることができない。 (免除等)</p> <p>第41条 学業優秀である者又は経済的理由によって納付が困難な者に対しては、学生納付金の一部又は全部を免除することができる。</p> <p>2 再入学者の入学金は、免除することができる。 (研究生、専攻生、聴講生及び委託生の入学考査料及び学生納付金)</p> <p>第42条 研究生、専攻生、聴講生及び委託生の入学考査料及び学生納付金の額は、別表4のとおりとする。 (授業料等の返還)</p> <p>第43条 納付した入学考査料及び学生納付金は、返還しない。ただし、入学許可を得た者で、指定の期日までに入学辞退を届け出た者については、入学金又はこれに相当する金額を除き授業料等を返還することができる。 (奨学生)</p> <p>第44条 品行方正で学力優秀な学生で、他の学生の模範となると認められた学生を奨学生とすることができる。</p> <p>2 奨学生に対しては、授業料の額の一部を給付するものとする。</p> <p>3 その他、奨学生に関して必要な事項は、別に定める。 第11章 職員組織 (研究科長、専攻主任、教育職員等)</p> <p>第45条 本大学院の研究科に、研究科長を置く。</p>

改正	現行
<p>2 医学研究科長は、医学研究科を統括する。</p> <p>3 <u>看護学研究科長は、看護学研究科を統括する。</u></p> <p>4 研究科長は、学長がこれを兼ねることができる。</p> <p>第46条 <u>医学研究科及び看護学研究科の各専攻に、専攻主任を置く。</u></p> <p>2 専攻主任は、当該専攻を統括する。</p> <p>第47条 本大学院における授業及び研究指導は、東京医科大学大学院医学研究科教員選考基準の定めた研究指導教員、研究指導補助教員が行なう。</p> <p>2 本大学院における授業は、東京医科大学大学院医学研究科教員選考基準の定めた授業担当教員が行う。 (事務職員)</p> <p>第48条 本大学院の事務を処理するため、事務職員若干名を置く。 第12章 運営組織 (研究科委員会)</p> <p>第49条 <u>医学研究科に、医学研究科委員会を置く。</u></p> <p>2 <u>医学研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。</u></p> <p>(1) 大学院学則その他大学院に係る規程等の制定、改廃に関する事項 (2) 本大学院の組織の設置及び改廃に関する事項 (3) 入学、転学、退学、休学及び留学等学生の身分に関する事項 (4) 課程の修了及び学位の授与に関する事項 (5) 入学試験に関する事項 (6) 学生の試験及び評価に関する事項 (7) 教育課程の編成に関する事項</p> <p>3 <u>医学研究科委員会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。</u></p> <p>(1) 学生の表彰及び懲戒に関する事項 (2) 学生の厚生補導に関する事項 (3) 本大学院に係る教育職員の選出に関する事項 (4) 学生納付金の減免に関する事項 (5) その他本大学院の教育・研究に関する学長の重要事項</p> <p>4 その他医学研究科委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。</p>	<p>2 研究科長は、研究科を統括する。</p> <p>3 研究科長は、学長がこれを兼ねることができる。</p> <p>第46条 研究科の各専攻に、専攻主任を置く。</p> <p>2 専攻主任は、当該専攻を統括する。</p> <p>第47条 本大学院における授業及び研究指導は、東京医科大学大学院医学研究科教員選考の定めた研究指導教員、研究指導補助教員が行なう。</p> <p>2 本大学院における授業は、東京医科大学大学院医学研究科教員基準の定めた授業担当教員が行う。 (事務職員)</p> <p>第48条 本大学院の事務を処理するため、事務職員若干名を置く。 第12章 運営組織 (医学研究科委員会)</p> <p>第49条 研究科に、医学研究科委員会を置く。</p> <p>2 医学研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。</p> <p>(1) 大学院学則その他大学院に係る規程等の制定、改廃に関する事項 (2) 本大学院の組織の設置及び改廃に関する事項 (3) 入学、転学、退学、休学及び留学等学生の身分に関する事項 (4) 課程の修了及び学位の授与に関する事項 (5) 入学試験に関する事項 (6) 学生の試験及び評価に関する事項 (7) 教育課程の編成に関する事項</p> <p>3 医学研究科委員会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>(1) 学生の表彰及び懲戒に関する事項 (2) 学生の厚生補導に関する事項 (3) 本大学院に係る教育職員の選出に関する事項 (4) 学生納付金の減免に関する事項 (5) その他本大学院の教育・研究に関する学長の重要事項</p> <p>4 その他医学研究科委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。</p>
<p>第49条の2 <u>看護学研究科に、看護学研究科委員会を置く。</u></p> <p>2 <u>看護学研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。</u></p> <p>(1) <u>大学院学則その他大学院に係る規程等の制定、改廃に関する事項</u> (2) <u>本大学院の組織の設置及び改廃に関する事項</u> (3) <u>入学、転学、退学、休学及び留学等学生の身分に関する事項</u> (4) <u>課程の修了及び学位の授与に関する事項</u> (5) <u>入学試験に関する事項</u> (6) <u>学生の試験及び評価に関する事項</u> (7) <u>教育課程の編成に関する事項</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>3 <u>看護学研究科委員会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。</u></p> <p>(1) <u>学生の表彰及び懲戒に関する事項</u> (2) <u>学生の厚生補導に関する事項</u> (3) <u>本大学院に係る教育職員の選出に関する事項</u> (4) <u>学生納付金の減免に関する事項</u> (5) <u>その他本大学院の教育・研究に関する学長の重要事項</u></p>	
<p>4 <u>その他看護学研究科委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。</u> (委員会)</p> <p>第50条 医学研究科委員会は、必要に応じて委員会を設けることができる。</p> <p>2 看護学研究科委員会は、必要に応じて委員会を設けることができる。</p> <p>3 <u>医学研究科委員会及び看護学研究科委員会に置く委員会に関する事項は、別に定める。</u></p>	<p>(委員会)</p> <p>第50条 医学研究科委員会は、必要に応じて委員会を設けることができる。</p> <p>2 医学研究科委員会に置く委員会に関する事項は、別に定める。</p>
<p>第13章 研究指導施設</p> <p>第51条 本大学院に、学生研究室及び演習・実験実習室を置く。</p> <p>2 学部及び附属施設の施設は、必要に応じ本大学院の学生の研究及び指導のために用いる。</p>	<p>第13章 研究指導施設</p> <p>第51条 本大学院に、学生研究室及び実験実習室を置く。</p> <p>2 学部及び附属施設の施設は、必要に応じ本大学院の学生の研究及び指導のために用いる。</p>
<p>第14章 補則</p> <p>第52条 この学則に定めるもののほか、この学則の実施のために必要な規程等は、別に定める。</p>	<p>第14章 補則</p> <p>第52条 この学則に定めるもののほか、この学則の実施のために必要な規程等は、別に定める。</p>
<p>附 則</p> <p>1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>2 この学則の施行に伴い、昭和32年4月1日制定の「東京医科大学大学院学則」及び昭和32年4月1日制定の「東京医科大学大学院医学研究科規程」は、廃止する。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、平成24年4月1日以前に入学した者の学科目及び単位は、なお従前の例による。</p> <p>4 平成25年度の医科学専攻（修士課程）の収容定員は、第4条の規定にか</p>	<p>附 則</p> <p>1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>2 この学則の施行に伴い、昭和32年4月1日制定の「東京医科大学大学院学則」及び昭和32年4月1日制定の「東京医科大学大学院医学研究科規程」は、廃止する。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、平成24年4月1日以前に入学した者の学科目及び単位は、なお従前の例による。</p> <p>4 平成25年度の医科学専攻（修士課程）の収容定員は、第4条の規定にか</p>

改正	現行
<p>ならず、10名とする。</p> <p>附 則（平成26年2月19日） この学則は、平成26年4月1日から施行する。（第3条第3号、第5号、第6号、第7号、第9条第2項、第12条第2項、別表2の1の改正及び別表2の2の新設）</p> <p>附 則（平成27年2月20日） この学則は、平成27年4月1日から施行する。（第3条第5号、第7号、別表1及び別表2の2の改正）</p> <p>附 則（平成27年3月18日） この学則は、平成27年4月1日から施行する。（第31条、第32条、第33条第1項、第34条、第35条第1項、第49条第2項の改正及び第35条第5項並びに第49条第3項の新設以下繰下げ）</p> <p>附 則（平成27年6月17日） この学則は、平成27年7月1日から施行する。（第3条第3号、別表2の2の改正及び第8条第2項の新設）</p> <p>附 則（平成29年3月15日） この学則は、平成29年4月1日から施行する。（第3条第5号から第8号まで及び別表2の2の改正）</p> <p>附 則（平成30年1月17日） この学則は、平成30年4月1日から施行する。（第9条第1項及び別表1の改正並びに別表1の2の新設）</p> <p>附 則（令和2年3月18日） この学則は、令和2年4月1日から施行する。（第47条、別表1の改正）</p> <p>附 則（令和4年3月8日） この学則は、令和4年4月1日から施行する。（第3条第4号、5号、7号、8号、第9条、第15条、第16号の改正及び第15条第2項、3項の新設、別表1の2の削除、別表2の1の削除以下繰上げ、別表2の改正）【令和4年3月23日東医大発第444号】</p> <p>附 則（令和5年3月14日） この学則は、令和5年4月1日から施行する。（第28条第2項の改正、第3項の新設及び別表1、別表2の改正）【令和5年9月1日東医大発第298号】</p> <p>附 則（令和6年〇月〇日） この学則は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>かわらず、10名とする。</p> <p>附 則（平成26年2月19日） この学則は、平成26年4月1日から施行する。（第3条第3号、第5号、第6号、第7号、第9条第2項、第12条第2項、別表2の1の改正及び別表2の2の新設）</p> <p>附 則（平成27年2月20日） この学則は、平成27年4月1日から施行する。（第3条第5号、第7号、別表1及び別表2の2の改正）</p> <p>附 則（平成27年3月18日） この学則は、平成27年4月1日から施行する。（第31条、第32条、第33条第1項、第34条、第35条第1項、第49条第2項の改正及び第35条第5項並びに第49条第3項の新設以下繰下げ）</p> <p>附 則（平成27年6月17日） この学則は、平成27年7月1日から施行する。（第3条第3号、別表2の2の改正及び第8条第2項の新設）</p> <p>附 則（平成29年3月15日） この学則は、平成29年4月1日から施行する。（第3条第5号から第8号まで及び別表2の2の改正）</p> <p>附 則（平成30年1月17日） この学則は、平成30年4月1日から施行する。（第9条第1項及び別表1の改正並びに別表1の2の新設）</p> <p>附 則（令和2年3月18日） この学則は、令和2年4月1日から施行する。（第47条、別表1の改正）</p> <p>附 則（令和4年3月8日） この学則は、令和4年4月1日から施行する。（第3条第4号、5号、7号、8号、第9条、第15条、第16号の改正及び第15条第2項、3項の新設、別表1の2の削除、別表2の1の削除以下繰上げ、別表2の改正）【令和4年3月23日東医大発第444号】</p> <p>附 則（令和5年3月14日） この学則は、令和5年4月1日から施行する。（第28条第2項の改正、第3項の新設及び別表1、別表2の改正）【令和5年9月1日東医大発第298号】</p>

別表1（第9条第1項関係）

教科課程表							
医学研究科医科学専攻（修士課程）							
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態	
			必修	選択	自由	講義	演習
(略)							

別表2（第9条第2項関係）

教育課程表								
（医学研究科博士課程）								
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態		備考
			必修	選択	自由	講義	演習	
(略)								

別表3（第9条第3項関係）

教科課程表								
看護学研究科看護学専攻（修士課程）								
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態		実験・ 実習
			必修	選択	自由	講義	演習	
通 共	看護理論特論	1前	—	2		○	—	
	看護倫理特論	1前	*2	2		○	—	
	看護研究方法論Ⅰ	1前	2	—		○	—	
	医療データサイエンス特論	1後	1	—		○	—	
	看護研究方法論Ⅱ	1後	1	—		○	—	
	看護教育特論	1前	2	—		○	—	
	看護マネジメント特論	1前	2	—		○	—	
	異文化看護特論	1後	2	*2		○	—	
	フィジカルアセスメント	1通	*2	2		—	○	
	臨床薬理学	1後	*2	2		○	—	
	病態生理学	1通	*2	2		○	—	
	小計(13科目)							
	基礎 看護	基礎看護学特論Ⅰ	1前	2			○	
基礎看護学特論Ⅱ		1後	2			○		

別表1（第9条第1項関係）

教育課程表							
医学研究科医科学専攻（修士課程）							
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態	
			必修	選択	自由	講義	演習
(略)							

別表2（第9条第2項関係）

教育課程表								
（医学研究科博士課程）								
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態		備考
			必修	選択	自由	講義	演習	
(略)								

(新設)

改正										現行											
こども・女性看護学領域科目	こども看護学分野科目	基礎看護学演習Ⅰ	2前	2				○													
		基礎看護学演習Ⅱ	2後	2					○												
		小計(4科目)																			
		こども看護学特論Ⅰ(発達理論)	1前	2					○												
	こども看護学特論Ⅱ (健康の維持・増進、回復)	1前	2					○													
	こども看護学特論Ⅲ (看護実践と倫理)	1前	*2					○													
	こども看護学特論Ⅳ (制度・政策、調整・協働)	1後	*2					○													
	こども看護学演習Ⅰ (包括的アセスメント)	1前	2						○												
	こども看護学演習Ⅱ (病態生理・診断・治療)	1前	*2						○												
	こども看護学演習Ⅲ (多様な健康状態と生活の場)	1後	*2						○												
	こども看護学実習Ⅰ(診断・治療)	1後	*2																○		
	こども看護学実習Ⅱ (高度実践/プライマリケア)	2通	*4																○		
	こども看護学実習Ⅲ(高度実践)	2通	*4																○		
	小計(10科目)																				
	ウイメンズヘルス看護学分野科目	ウイメンズヘルス看護学特論Ⅰ	1前	2					○												
		ウイメンズヘルス看護学特論Ⅱ	1後	2					○												
		ウイメンズヘルス看護学演習Ⅰ	2前	2						○											
		ウイメンズヘルス看護学演習Ⅱ	2後	2						○											
	小計(4科目)																				
療養支援看護学領域科目	がん看護学分野科目	がん看護学特論Ⅰ (がん看護学理論)	1前	2					○												
		がん看護学特論Ⅱ (がん看護学援助論)	1前	2					○												
		がん看護学特論Ⅲ (がんの病態と診断治療)	1前	*2	2				○												
		がん看護学特論Ⅳ (がん薬物療法看護)	1後	*2	2					○											
		がん看護学特論Ⅴ (緩和ケア)	1後	*2	2					○											
		がん看護学演習Ⅰ (エビデンス検索と活用)	1後	2						○											
		がん看護学演習Ⅱ (フィールドワーク)	1後	2						○											
		がん看護学演習Ⅲ (がん看護実践)	2前	*2						○											
		がん看護学実習Ⅰ (診断・治療)	1後	*2																○	
		がん看護学実習Ⅱ (役割開発)	1後	*2																○	
		がん看護学実習Ⅲ (高度看護実践:がん薬物療法看護)	2通	*3																○	
		がん看護学実習Ⅳ (高度看護実践:緩和ケア)	2通	*3																○	
	小計(12科目)																				
	精神看護学分野科目	精神看護学特論Ⅰ	1前	2					○												
		精神看護学特論Ⅱ	1前	2					○												
		精神看護学特論Ⅲ	1前	*2	2				○												
		精神看護学特論Ⅳ	1後	*3	3				○												
		精神看護学特論Ⅴ	1後	*4					○												
		精神看護学演習Ⅰ	1後	2						○											
精神看護学演習Ⅱ		2前	2						○												
精神看護学実習Ⅰ		2通	*6																○		
精神看護学実習Ⅱ		2通	*2																○		
精神看護学実習Ⅲ		2通	*2																○		
小計(10科目)																					
広域看護学領域科目	公衆衛生看護学分野科目	公衆衛生看護学特論Ⅰ	1前	2				○													
		公衆衛生看護学特論Ⅱ	1前	2					○												
		公衆衛生看護学演習Ⅰ	1後	2						○											
	公衆衛生看護学演習Ⅱ	1後	2																○		
小計(4科目)																					
国際看護学分野	国際看護学特論Ⅰ	1前	2					○													
	国際看護学特論Ⅱ	1後	2					○													
	国際看護学演習Ⅰ	2前	2						○												
	国際看護学演習Ⅱ	2通	2						○												

(新設)

改正										現行										
		小計(4科目)	二																	
研究科目		特別研究Ⅰ	1後	2						0										
		特別研究Ⅱ	2通	6						0										
		課題研究	1~2通	*4						0										
		小計(3科目)	二																	
合計(64科目)																				
卒業・修了要件及び履修方法																				
研究コースでは、所定の30単位を取得し、修士論文審査及び最終試験に合格することとする。																				
高度実践看護師コースでは、所定の38単位を取得し、課題研究の審査及び最終試験に合格することとする。																				
※1 高度実践看護師コース科目、※2 研究コース専攻領域ごとに履修、※3 CNSコース専攻領域ごとに履修 * 高度実践看護師コースに適用																				

別表4 入学考査料及び学生納付金（第40条関係）

修士課程	専攻名	学年	入学考査料	学生納付金		計
				入学金	授業料	
修士課程	医科学専攻	—	10,000円	—	—	—
		1年次	—	100,000円	400,000円	500,000円
		2年次	—	—	400,000円	400,000円
	看護学専攻	—	35,000円	—	—	—
		1年次	—	300,000円	1,000,000円	1,300,000円
		2年次	—	—	1,000,000円	1,000,000円
博士課程	形態系専攻、機能系専攻、社会医学系専攻、内科系専攻、外科系専攻、社会人大学院・臨床研究系専攻、社会人大学院・研究系専攻	—	10,000円	—	—	—
		1年次	—	100,000円	400,000円	500,000円
		2年次	—	—	400,000円	400,000円
		3年次	—	—	400,000円	400,000円
		4年次	—	—	400,000円	400,000円

※看護学研究科修士課程看護学専攻において高度実践看護師コースは別途、実習費100,000円（年額）を徴収する。

別表5 大学院の研究生、専攻生、聴講生及び委託生に係る入学考査料及び学生納付金（第42条関係）

区分	入学考査料	学生納付金	
		入学金	授業料
研究生	20,000円	150,000円	年額300,000円
専攻生			
聴講生	10,000円	100,000円	月額20,000円
委託生	10,000円	100,000円	月額20,000円

備考1：本学を卒業した者の研究生及び専攻生の入学金は、100,000円とする。
備考2：上記の学生納付金のほか、実習費として別途徴収することがある。

別表3 医学研究科入学考査料及び学生納付金（第40条関係）

課程	専攻名	学年	入学考査料	学生納付金		計
				入学金	授業料	
修士課程	医科学専攻	—	10,000円	—	—	—
		1年次	—	100,000円	400,000円	500,000円
		2年次	—	—	400,000円	400,000円
(新設)						
博士課程	形態系専攻、機能系専攻、社会医学系専攻、内科系専攻、外科系専攻、社会人大学院・臨床研究系専攻、社会人大学院・研究系専攻	—	10,000円	—	—	—
		1年次	—	100,000円	400,000円	500,000円
		2年次	—	—	400,000円	400,000円
		3年次	—	—	400,000円	400,000円
		4年次	—	—	400,000円	400,000円

()

別表4 大学院の研究生、専攻生、聴講生及び委託生に係る入学考査料及び学生納付金（第42条関係）

区分	入学考査料	学生納付金	
		入学金	授業料
研究生	20,000円	150,000円	年額300,000円
専攻生			
聴講生	10,000円	100,000円	月額20,000円
委託生	10,000円	100,000円	月額20,000円

備考1：本学を卒業した者の研究生及び専攻生の入学金は、100,000円とする。
備考2：上記の学生納付金のほか、実習費として別途徴収することがある。

東京医科大学大学院看護学研究科委員会規程(案)

(目的)

第1条 この規程は、東京医科大学大学院学則第49条の2第4項の規定に基づき、看護学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 研究科委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 専攻主任
- (4) 本研究科の研究指導を担当する教授・准教授
- (5) その他研究科長が指名する者

(審議事項)

第3条 研究科委員会は、研究科に関する次の事項を審議する。

- (1) 大学院学則その他大学院に係る規則の制定、改廃に関する事項
- (2) 大学院の組織の設置及び改廃に関する事項
- (3) 入学、転学、退学、休学及び留学等学生の身分に関する事項
- (4) 課程の修了及び学位の授与に関する事項
- (5) 入学試験に関する事項
- (6) 学生の試験及び評価に関する事項
- (7) 教育課程の編成に関する事項
- (8) 学生の表彰及び賞罰に関する事項
- (9) 学生の厚生補導に関する事項
- (10) 大学院に係る教育職員の任免に関する事項
- (11) その他、大学院の教育・研究に関する学長の諮問事項

(招集)

第4条 研究科委員会は、研究科長が招集し、議長となる。

2 研究科長に事故があるときは、研究科長があらかじめ指名する者が議長の職務を代行する。

3 研究科委員会は、構成員の過半数の出席がなければ、会議を開き議決することができない。

(議決)

第5条 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務の処理)

第6条 研究科委員会の事務は、総合事務センターにおいて処理する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。